

議案第2号 定款の一部変更について

公益社団法人熊谷市シルバー人材センター定款の一部変更(案)の承認について

(会員の資格喪失)

第10条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいづれかに該当する場合には、その資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第6条に該当することとなったときは、この限りでない。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。
- (6) 熊谷市に居住しなくなったとき。
- (7) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39条）第2条に該当するとき。

附 則

(施行期日)

この規程は令和3年6月24日から施行する。

変更の内容

令和元年6月7日に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」により、権利の制限に関する規定の大部分が削除され、今後は能力の有無を個別的・実質的に審査し判断することとされました。

その後、令和3年3月1日に「会社法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、法人法においても欠格事項から成年被後見人等が削除され、所要の改正がなされました。

そのため、熊谷市シルバー人材センターが、定款において規定する会員の資格喪失条項のうち「成年被後見人又は被保佐人となったとき」については削除する。